

第521回（定例）福崎町議会会議録

令和7年12月22日（月）

午前9時30分開議

○令和7年12月22日、第521回（定例）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

○出席議員 14名

1番	中田貴子	8番	田中康智
2番	牛尾成利	9番	住谷庸子
3番	牛尾雅一	10番	北山智恵
4番	大住文子	11番	前川裕量
5番	三輪一朝	12番	城谷英之
6番	吉高平記	13番	植岡茂和
7番	小林博	14番	竹本繁夫

○欠席議員（なし）

○事務局より出席した職員

事務局 長 澤田和也 主 事 阿保佑夏

○説明のため出席した職員

町 長	尾崎吉晴	副 町 長	近藤博之
教 育 長	高橋渉	公営企業管理者	福永聡
技 監	津田知宏	町参事兼総務課長	岩木秀人
企画財政課長	蔭谷秀樹	税 務 課 長	岡本昌文
地域振興課長	成田邦造	住 民 生 活 課 長	山本克典
福祉課長	小幡伸一	ほけん年金課長	西村由紀子
農林振興課長	山下勝功	まちづくり課長	増山剛
上下水道課長	橋本繁樹	会 計 管 理 者	福永知美
学校教育課長	吉高美鈴	社 会 教 育 課 長	木ノ本雅佳

○議事日程

第 1 総括質疑
第 2 委員長報告・質疑
第 3 開会中の所管事務調査報告
第 4 討論・採決
追加日程 追加議案の上程、討論・採決
第 5 議員派遣
第 6 閉会中の継続調査申出

○本日の会議に付した事件

第 1 総括質疑
第 2 委員長報告・質疑
第 3 開会中の所管事務調査報告
第 4 討論・採決
追加日程 追加議案の上程、討論・採決

- 第 5 議員派遣
- 第 6 閉会中の継続調査申出

開 議

議 長 皆さん、おはようございます。
ただいまから本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員数は14名であります。
定足数に達しております。
それでは、これより本日の日程に入ります。
本日の日程は、配付しております議事日程に記載のとおりであります。

日程第1 総括質疑

議 長 日程第1は、総括質疑であります。
それでは、総括質疑に入ります。
質疑をされる際は、議案番号及び関係する資料名、ページ数等をお示しの上、
質疑をしていただきますようお願いいたします。
質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、総括質疑を終結いたします。

日程第2 委員長報告・質疑

議 長 次の日程は、委員長報告及びこれに対する質疑であります。
12月9日の本会議2日目において、議案16件が委員会に付託され、慎重審査がなされて、議長宛てに審査報告書が提出されております。委員会からその審査報告をしていただき、その後、委員長報告に対する質疑を受けてまいります。
まず、総務文教常任委員会の審査報告を求めます。
総務文教常任委員会、吉高委員長。

吉高総務文教 皆様、おはようございます。

常任委員長 ただいまから総務文教常任委員会に付託されました議案の審査について報告いたします。

委員会を12月10日に開催し、付託されました議案7件について、慎重に審査を行いました。

審査の結果につきましては、配付資料のとおり、7議案とも原案のとおり可決すべきものとしたことをご報告申し上げます。

これより補足説明いたします。

議案第68号、福崎町特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

委員から「どのような判断で行革の中、人事院勧告に合わせて上げようとしているのか」との質疑があり、尾崎町長の答弁は「人事院勧告では民間との給与格差を是正するために、国家公務員に対してですが、必要だということが示されているため、従来どおり福崎町では人事院勧告に基づいてしっかりと支援して、職員さん皆さんに安心して働いてもらいたいと考えている」との答弁が

ありました。

委員から「今回の特別職の場合、年間の引上げ額は1人当たりいくらになるのか」との質疑で、総務課長の答弁は「議案第68号の関係の人勧に関わる影響額は2万8,000円」とのことでした。

次、議案第69号、福崎町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例については、委員から「議員1人当たりの引上げ額は年間いくらになるのか」との質疑に対して、総務課長の答弁は「約1万4,000円の増額」とのことでした。

委員から「財政が厳しい中、議員の報酬も上げてもらえる以上、今まで以上に頑張っていこうという思いになる。今まで以上に福崎町に入ってくるお金をもっと確保するために、議員としてもこれから国に陳情に行ったり県に陳情に行ったりして、もっともっと福崎町を潤すようなお金を取っていききたいと思っている。この点、町長がそういう思いでおられるかどうか」との趣旨の質疑に対して、尾崎町長からは「人事院勧告の捉え方は、委員とは違い、民間との格差の是正と捉えています。委員の言われる町の収入を頑張る増やす努力もしなさいよということとは私もしっかり受け止めてやっていきたい」との趣旨の答弁がありました。

議案第70号、福崎町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、委員から議案第70号に関する職員1人当たりの年間増額について質疑がありました。総務課長からは「この部分は次の会計年度任用職員の議案と合算した形になりますが、会計年度と臨時職員は一時金、いわゆるボーナスの影響が大きくなっています。一般職と合わせると、1人当たり約7万9,000円の増額」との趣旨の答弁がありました。

次、議案第71号、福崎町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、委員から「任用職員は、アルバイト、臨時職員を含めて、今、福崎町内に大体どれくらいの人か」との質疑があり、総務課長から「492人です。正規職員と合わせると約600人」との答弁がありました。

議案第73号、福崎町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について。

委員から「こども誰でも通園制度は待ちに待った制度ですが、お子さんを持つご家庭にきちんと周知されるかどうか」という趣旨の質疑がありました。学校教育課長の答弁は「チラシの作成とともに、ホームページ、窓口などで分かりやすく丁寧に周知したい。また、保健センターの健康診断のときなどにも一緒に連携を進めていく」とのことでした。

委員から「国からまだ予算規模とか何も分からない状況で条例を上げられたのか」との質疑があり、学校教育課長からは「今上げているのは事務所を認可するための基準を定める条例です。運営に関わるものは3月に条例を1つ上げる予定」との趣旨の答弁がありました。

次、議案第75号、令和7年度福崎町一般会計補正予算（第3号）についてです。

委員から「放置車両撤去、処分委託料などの委託費について、行政代執行の弁済金を財源に充てるということでしたが、もしこれが入らないとどうされるのか」との質疑に対して、まちづくり課長から「委託費の280万円を相手側に求めますが、もし入らないようなことになれば、相手側の土地の差押えを検討していく」との答弁がありました。

以上で、総務文教常任委員会に付託されました議案の審査についての報告を終わります。

議長 総務文教常任委員長からの報告が終わりました。
委員長に対する質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 ないようですので、総務文教常任委員長報告に対する質疑を終結します。
次、民生まちづくり常任委員会の審査報告を求めます。
民生まちづくり常任委員会、三輪委員長。

三輪民生まちづくり 民生まちづくり常任委員会から付託されました議案について審査報告をさせていただきます。

常任委員長 いただきます。

民生まちづくり常任委員会は12月11日に開催し、付託されました9つの議案について審議いたしました。

審議の結果、9議案とも全員賛成で可決すべきものと決しました。

要旨を紹介させていただき、報告とさせていただきます。

まず、議案第66号、福崎町工業団地企業会館の指定管理者の指定についてです。

新たな指定管理者は、現行と同じく、福崎町工業団地協議会としています。兵庫県の最低賃金が上昇したことから、人件費を見直すとともに、複合機のリース代、光熱費の諸物価高騰分値上がりから、指定管理料を年19万6,000円増額し、年208万円とするものです。期間は、令和8年4月1日からの5年間です。

次、議案第67号、福崎町老人デイサービスセンターの指定管理者の指定についてです。

指定管理者には、現行と同じく、福崎町社会福祉協議会とするものです。期間は、令和8年4月1日からの5年間です。

委員から、福崎町内では事業者による老人デイサービスは充足の状況にあって、社会福祉協議会の両施設の合計定員60名に対して40名を切る利用実績となっていることから、社会福祉協議会が老人デイサービス事業を担う必要性は疑問であること及び令和8年度以降の収支計画について妥当性を問う趣旨の意見がございました。「社会福祉協議会は貯金である財政調整基金を1億4,000万円有していることから、損失が生じた年度においても福崎町は指定管理料を支出することはない」との説明がございました。

次、議案第72号、福崎町JR福崎駅前駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてです。

内容は、福崎駅田原線の工事に伴い、令和8年3月末にJR福崎駅前東駐車場を閉鎖することに伴う条例改正です。JR福崎駅前東駐車場の閉鎖に伴い、新たにJR福崎駅前西駐車場で最初の2時間を無料とするとともに、JR福崎駅西駐車場に名称を変更するものです。福崎駅田原線開通後の駐車場跡地に生じた残地を駐車場とするための検討を行う予定であるとの説明がございました。

次、議案第76号、令和7年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)についてです。

補正の事由は、人事院勧告、職員の人事異動、国・県への過年度返還金によるものです。

次、議案第77号、令和7年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)についてです。

補正内容は、人事院勧告、職員の人事異動、システム変更による印刷費の増などによるものです。

次、議案第78号、令和7年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてです。

補正内容は、人事院勧告、職員の人事異動、介護保険事業計画策定業務の入札減などによるものです。

次、議案第79号、令和7年度福崎町水道事業会計補正予算（第1号）についてです。

補正内容は、人事院勧告、職員の人事異動によるものです。

次、議案第80号、令和7年度福崎町工業用水道事業会計補正予算（第2号）についてです。

補正内容は、人事院勧告、職員の人事異動及び七種川水管橋工事に係る国庫補助金2,180万円によるものです。

次、議案第81号、令和7年度福崎町下水道事業会計補正予算（第1号）についてです。

補正内容は、人事院勧告、職員の人事異動及び農業集落排水処理場の修繕費の補正によるものです。

以上9議案について、審査の結果、冒頭に申し上げましたとおり、いずれの議案につきましても全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、民生まちづくり常任委員会からの報告を終わります。議員各位のご賛同を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長 民生まちづくり常任委員長からの報告が終わりました。

委員長に対する質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 ないようですので、民生まちづくり常任委員長報告に対する質疑を終結します。

日程第3 開会中の所管事務調査報告

議長 日程第3は、開会中の所管事務調査報告であります。

委員会の活動について、委員長に報告を求めます。

民生まちづくり常任委員会、三輪委員長。

三輪民生まちづくり 民生まちづくり常任委員会から議会開会中の所管事務調査について報告いたします。

常任委員長

特筆すべき部分を述べさせていただき、委員会報告とさせていただきます。

委員会は、12月11日に開催いたしました。

住民生活課からの公害防止協定に基づく協議は1件で、委員会では了承することといたしました。

内容は、大地化成株式会社の乾式異物除去機の設置工事です。薬品製造の最終工程における異物を除去する装置とのことでした。

次に、神崎郡ごみ処理施設建設事業についての報告を受けました。

神崎郡ごみ処理施設用地造成工事において、掘削を行った際に湧水が発生したことで、法面崩落防止に係る法面補強対策を行う必要が生じ、工事期間を約1か月延伸し、12月26日までとなりますが、神崎郡ごみ処理施設の稼働予定日には変更はないとのことでした。工費は2,709万円減少し、主な内訳は、湧水発生による対策工事が1,140万円の増、残土流用による残土処理費が

2, 200万円の減、及びかご枠設置に伴う植生工事1, 420万円の減です。

次に、地域振興課から文珠荘の指定管理者の候補者選定結果について報告を受けました。

文珠荘の指定管理期間が令和8年3月31日に終了するため、次期指定管理者募集を8月に行いましたが、現指定管理者及び新規事業者においても、日帰り入浴を行わないとの意向であって、応募者がありませんでした。改めて11月に実施した再募集では、日帰り入浴を休止とする指定管理条件に変更した結果、2つの団体から申請がございました。

6名の委員による指定管理委員会で選定の結果、次期指定管理候補者に、現在の指定管理者であるメディカ・ジャパン株式会社を選定したとのことです。議会の議決を経て、次期指定管理者となります。指定管理期間は令和8年4月1日からの3年間で、指定管理料は年1, 400万円です。

選定方法は、総合評点200点満点とし、評価項目と配点は、事業計画が100点、管理・運営・経費が50点、飲食の提案が50点の計200点です。専門性の高い財政基盤・収支計画については、外部となる中小企業診断士による評価としています。

指定管理委員会では、申請者からの企画提案に係るヒアリング並びに申請書面の審査を行い、総合評点の高かったメディカ・ジャパン株式会社を指定管理候補者に選定したものです。総合評点結果は、メディカ・ジャパン株式会社が169.2点、提案者Aが167.8点でした。指定管理料は、提案者Aが年1, 250万円、メディカ・ジャパン株式会社が年1, 400万円の提案でした。

委員から複数の意見がございました。

まず、「メディカ・ジャパン株式会社は、経常利益が生じた場合はその15%以上を還元するとしているが、令和8年度以降の事業計画を見る限り、収入と支出が同額で、経常利益が生ずるかは不明であること、このことに関連して、提案者Aが示した指定管理料はメディカ・ジャパン株式会社よりも年150万円低い提示額としており、メディカ・ジャパン株式会社が年1, 000万円の経常利益を上げることで、150万円の還元となって、指定管理料の差額と同額となるが、メディカ・ジャパン株式会社が年1, 000万円の経常利益を上げることは考えにくい」との質疑がありました。さらには、「2者による指定管理料150万円の差は、30点満点のうち、評点で3点の差としかならない評価基準には問題がある」との趣旨の意見がございました。副町長から「評価基準については妥当性があると理解している」との答弁がございました。

以上で、議会開会中の所管事務調査報告を終わります。

議長 次、議会運営委員会、前川委員長。

前川議会運営 議会運営委員会の開会中の所管事務調査報告をいたします。

委員長 委員会は12月22日、本日会議を開き、協議事項につきましては、第521回12月定例会の追加議案について協議をいたしました。追加議案に対しては、本日、本会議5日目に上程し、委員会付託を省略し、本会議即決とすることを確認いたしました。

以上で、開会中の所管事務調査報告といたします。

議長 以上で、開会中の所管事務調査の報告を終わります。

日程第4 討論・採決

議長 日程第4は討論・採決であります。

それでは、議案第66号、福崎町工業団地企業会館の指定管理者の指定について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第66号について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)

議長 起立全員であります。
よって、議案第66号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次、議案第67号について、地方自治法第117条の規定により、議長は除斥となりますので、副議長と交代いたします。
暫時休憩いたします。
(竹本議長 退場、植岡副議長 登壇)

◇

休憩 午前 9時55分

再開 午前 9時55分

◇

副議長 議長 会議を再開いたします。
議案第67号、福崎町老人デイサービスセンターの指定管理者の指定について、討論を行います。
討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)

副議長 議長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第67号について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)

副議長 議長 起立全員であります。
よって、議案第67号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
竹本議長の入場を求めます。
暫時休憩いたします。
(竹本議長 入場、植岡副議長 降壇)

◇

休憩 午前 9時57分

再開 午前 9時57分

◇

議長 会議を再開いたします。
次、議案第68号、福崎町特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、討論を行います。
討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第68号について、本案に対する総務文教常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(起立多数)

議 長 起立多数であります。
よって、議案第68号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次、議案第69号、福崎町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、討論を行います。
討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第69号について、本案に対する総務文教常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(起立多数)

議 長 起立多数であります。
よって、議案第69号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次、議案第70号、福崎町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、討論を行います。
討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第70号について、本案に対する総務文教常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第70号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次、議案第71号、福崎町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、討論を行います。
討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第71号について、本案に対する総務文教常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)

- 議 長 起立全員であります。
よって、議案第71号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次、議案第72号、福崎町JR福崎駅前駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、討論を行います。
討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
- 議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第72号について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)
- 議 長 起立全員であります。
よって、議案第72号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次、議案第73号、福崎町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、討論を行います。
討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
- 議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第73号について、本案に対する総務文教常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)
- 議 長 起立全員であります。
よって、議案第73号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次、議案第74号、福崎町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について、討論を行います。
討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
- 議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第74号について、本案に対する総務文教常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)
- 議 長 起立全員であります。
よって、議案第74号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次、議案第75号、令和7年度福崎町一般会計補正予算(第3号)について、討論を行います。
討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)

- 議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第75号について、本案に対する総務文教常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)
- 議 長 起立全員であります。
よって、議案第75号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次、議案第76号、令和7年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について、討論を行います。
討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
- 議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第76号について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)
- 議 長 起立全員であります。
よって、議案第76号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次、議案第77号、令和7年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)について、討論を行います。
討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
- 議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第77号について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)
- 議 長 起立全員であります。
よって、議案第77号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次、議案第78号、令和7年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について、討論を行います。
討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
- 議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第78号について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)
- 議 長 起立全員であります。

よって、議案第78号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第79号、令和7年度福崎町水道事業会計補正予算（第1号）について、討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第79号について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
（起立全員）

議 長 起立全員であります。
よって、議案第79号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第80号、令和7年度福崎町工業用水道事業会計補正予算（第2号）について、討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第80号について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
（起立全員）

議 長 起立全員であります。
よって、議案第80号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第81号、令和7年度福崎町下水道事業会計補正予算（第1号）について、討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第81号について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
（起立全員）

議 長 起立全員であります。
よって、議案第81号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

追加日程 追加議案の上程、討論・採決

議 長 この際、お諮りいたします。議事日程の追加でございます。
本日、議会運営委員会を開催し、追加議案の上程について検討をお願いし、了

承を得たところですが、議案第84号、福崎町文珠荘の指定管理者の指定についてを日程に追加し、直ちに議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第84号、福崎町文珠荘の指定管理者の指定についてを日程を追加し、議題とすることに決定いたしました。

議案第84号について、町長に提案内容の説明を求めます。

町 長 先ほどは当初に提案いたしました議案につきまして全て可決していただきまして、ありがとうございました。

さて、今回追加で提案させていただきますのは、議案第84号、福崎町文珠荘の指定管理者の指定についてでございます。文珠荘の指定管理者を定めることについて議会の議決を求めるもので、日帰り入浴を休止する形での再公募を11月25日から12月1日まで受け付けた後、指定管理者選定委員会の審査を経て候補者を決定、仮協定が12月12日になったため、やむを得ず追加議案とさせていただいたものです。

詳細説明は担当課長が行いますので、ご審議賜り、ご賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

議 長 ただいま町長から追加議案に対する概要の説明が終わりました。

これから詳細なる説明を求めてまいります。

議案第84号、福崎町文珠荘の指定管理者の指定についてを議題といたします。本案に対する詳細なる説明を求めます。

地域振興課長 失礼します。議案第84号、福崎町文珠荘の指定管理者の指定について、ご説明申し上げます。

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるもので、文珠荘の指定管理者としてメディカ・ジャパン株式会社を指定しようとするものでございます。指定期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間です。

議案第84号資料2ページをお願いいたします。

候補者選定結果でございます。文珠荘の指定管理につきましては、指定管理期間が令和7年度末で満了するため、福崎町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条により次期指定管理者の募集を行いました。まず、8月に募集を行いましたが、応募がありませんでした。そこで、11月に指定管理の条件を日帰り入浴の休止など一部変更し、再公募を行ったところ、2団体から申請がありました。そのため、指定管理者選定委員会で審査し、下記のとおり候補者を選定したものでございます。

5、選定理由としましては、福崎町指定管理者選定委員会において、福崎町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条各号に定める基準を基に審査基準を定め、それに基づき審査を行い、指定管理者の候補者として選定したものでございます。

6、評価内容ですが、指定管理者の候補者は、福崎町文珠荘の設置目的や運営に関する基本方針を十分に理解しており、令和3年11月から指定管理者として魅力ある施設にするための利用促進策や自主事業を実施し、町民の憩いの場として、にぎわいのある施設運営に努めております。令和8年度からの指定管理に関しても、これまでの実績に加え、新たな取組も期待できる事業計画の提案や、魅力的な飲食サービスの提供が期待できる内容でございました。そして、経常利益が生じれば、町へ15%以上の収益を還元する提案も受けております。また、文

珠荘の継続運営に対する強い意欲とともに、次期指定期間についてもさらなる向上と町民の声に応えたいという熱意が感じられました。

8、選定経緯、(5)選定委員会での検討経過でございますが、12月3日の選定委員会において、指定管理者の審査として、申請者からの企画提案、ヒアリングを行いました。選定委員会の委員は、7に記載のとおり、副町長を委員長とする6名の職員で構成、また、専門性が高い財政基盤・収支計画については外部評価を行い、中小企業診断士からの評価を取り入れてございます。

その後の12月5日の選定委員会において、指定管理者の候補者をメディカ・ジャパン株式会社と選定いたしました。同日付で、1ページをお願いいたします。1ページの左面のとおり、指定管理選定委員会委員長から町長に具申を行いました。

戻ってください。(6)は評点結果表となります。総合評点200点満点で、提案者Aは167.8点、メディカ・ジャパン169.2点でした。評価項目としましては、事業計画の評価、管理運営・経費の評価、飲食提案の評価をそれぞれ各委員の評点の平均値と外部評価の総合評点制とし、総合評点が高かったメディカ・ジャパン株式会社を候補者といたしました。

指定管理料は、提案者A1,250万円、メディカ・ジャパン1,400万円の提案額でありました。

3ページをお願いいたします。3ページはその審査基準表となります。ご確認ください。

4ページをお願いいたします。資料4ページからは、メディカ・ジャパンの指定申請書になります。

まず、事業計画書、6ページをお願いいたします。

6ページ、1、施設の管理運営を行うにあたっての方針についてです。

福崎町文珠荘の設置目的である、町民の福祉の向上、世代間交流などの促進を十分理解され、住民サービスのさらなる向上と管理運営の効率化によって、より質の高い公共サービスの提供、町民の憩いの場として地域に必要とされ続ける施設運営に努めるとされています。

8ページをお願いいたします。

8ページ、イ、団体の強みを活かした施設の活用については、親会社トールウェイサービス株式会社の安定した財政基盤と企業理念の土台の上で、施設価値の向上と地域のにぎわいの創出に継続的に取り組みます。

9ページ、2、施設を最大限に活用するための創意工夫では、快適性・イベント・地元との連携強化を図ります。特に、10ページです。10ページ、年間を通じて多彩なイベントやコラボレーション企画を実施し、集客に努めます。

12ページをお願いいたします。

12ページ、エ、利用者サービスの維持向上策では、無料送迎バスを引き続き運行します。また、宿泊者にも満足いただけるようなおもてなしに努めます。

13ページ、オ、自主事業の提案では、モーニング、ランチサービスの継続と、14ページです。14ページ、地域に寄り添った宴会事業の提供、もちむぎ・文珠巻などの売店の充実、15ページ、青空バーベキュー、文珠サウンドなど魅力ある飲食の提供を行います。

20ページをお願いいたします。

20ページ、4、施設運営を安定して行う能力については、4年以上にわたり安定した施設運営を継続してきた実績と親会社の公共サービスの運営能力を生かしながら持続的かつ安定した運営に努めます。

収益の還元につきましては、22ページです。22ページのとおり、施設への還元、地域への還元、利用者への還元を提案され、にぎわいの創出、地域経済の循環、観光振興に寄与する企画を提供するとされております。

24ページから29ページには、料理の提案一覧と登記簿謄本、貸借対照表、損益計算書を添付してございます。

5ページに戻ってください。

5ページです。右面をお願いします。収支計画書となります。令和8年度をご覧ください。

収入の部は、指定管理料1,400万円、宿泊料などの施設利用料、料理などの飲食料、その他、これは売店の売上げでございます。収入計1億839万1,000円。支出の部は、人件費4,528万1,000円、事務費、管理費、食材などの飲食原価、その他で支出計1億839万1,000円。収支差引きゼロ円との計画でございます。9年度、10年度も同様の考えとなります。なお、経営努力で経常利益が生じれば、最低15%以上を町へ還元すると明記されております。

最後に、30ページをお願いいたします。

30ページです。指定管理者の指定に係る協定書でございます。第3条の指定期間は令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間、第4条の指定管理料につきましては、総額4,200万円としております。運営収益の還元を第6条に記載しています。その他の条文につきましては、前回の協定書と大きな変更点はございません。この協定書は、議会の議決をいただいた後、本協定となります。

以上、議案第84号の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜り、ご賛同いただきますようお願いいたします。

議長 以上で、本日追加議案として上程されました議案の説明が終わりました。

これから議案に対する質疑に入ります。

議案第84号、福崎町文珠荘の指定管理者の指定について、質疑はありませんか。

8番 田中でございます。質疑をさせていただきます。先ほどの提案説明の中でも積極的にご説明がなかった点、それから、民生まちづくり常任委員会、こちらのほうの質疑を前提にさせていただきます。

まず1点目は、日帰り入浴の再開についてでございます。この先ほど示された資料の中に、収支計画書というのが5ページにございます。この5ページの収入の部に日帰り入浴を再開した後の収支が示されてございません。このままでは、本当に日帰り入浴を再開していただけるのかというところを質疑をさせていただきます。

委員会では、この日帰り入浴の再開については、町として強く申し入れていると。そして、利用者からは十分な理解を得ているんだという趣旨の答弁がございました。この日帰り入浴の再開というのは、委員会では非常に大きく議論を呼んだ論点でございます。指定管理料の上限を定める際にも考慮された事項でございます。

この日帰り入浴の再開というのはぜひとも実現をしてもらいたい、そういうふうな内容なんです。お尋ねいたします。契約書に類する協定書の中にこの日帰り入浴の再開についてどのように担保される、このようなお考えなのか、お聞かせをください。

副町長 ご指摘の日帰り入浴、これが大きな課題で持っております。日帰り入浴につ

きましては、募集要項の中にまず明記をしております、ヒアリングの中でもそれぞれ双方お伺いしております。これについて必ずやりますということで返事もいただいております。

協定の中には今書いておりませんが、まず、その設備については町が負担をしながら整備していくことになりまして、そもそもシステムをさらにもっと研究もしていかなければなりません。そういった協議が調った後、しっかりと委員会に報告しながら、事業者と一緒に取り組んでいきたいという思いでございます。

8 番 続けてお願いしたいんですが、先ほどのご答弁、当初の協定書の中には言葉として盛り込まないというようなご答弁というふうに理解するのでしょうか。条件付で何か協定書の中に盛り込んでいく、こういう2つの態度があるかと思うんですが、どうされるお考えですか。

副 町 長 あくまで仮協定の締結をしておる状態でございますので、このたび議決をいただきましたら、その後、協議をしながら、当然、する段階では新たにまた協定書に追加をしなければならぬ項目かと思っておりますので、順序としましては、今申し上げましたように進めていきたいと思っております。

8 番 続けてお願いいたします。2点目は、指定管理料の差額にあたりのことについてでございます。

先ほど民生まちづくり常任委員長のほうからのご報告の中にもありましたんですが、指定管理料の上限、これの提案額に150万円の、年間ですね。年間150万円の差があるよと。15%以上経常利益が発生すれば返しますよというようなご提案があるんですが、この影響額150万円を満たそうとすれば、経常利益が1,000万円ということになるわけです。

こういったところの問題点でありますとか、先ほど成田課長のほうから配点表のところについても言及がありましたけども、その配点表、全部で200点満点、この中で、この指定管理料の差額というものの評価が3点にしかなくなっている。A社が提案した金額よりももっと安い金額を提案する業者さんがもしいらっしゃったとしても、最大でも4点しか差がつかないというふうな、このような配点の結果になっておると。

こういったところにつきましては、私、常任委員会の中でも指摘をさせていただいた。こういった15%還元とか、こういったところについて高い評価を与えていらっしゃるということについても、ちょっとどうなんでしょうかというようなことなんかを指摘をさせていただいたところでございます。

お伺いしたいんですが、こういった指定管理料の差を逆転して選定者を選ぶということは、住民サービスの提供に町が選んだ責任ということで、重大な責任を負うんだということをご認識をされているかという点についてご答弁をお願いいたします。

副 町 長 この提案金額の評価につきましては、いろいろなホームページを見ましても、各団体によってまちまちのようであります。特段基準というのはございませんし、こういった面を重視するのにかいうところで得点の配分とかも違ってこようかと思っております。

この文珠荘のような施設につきましては、やはり町民さんが常に利用される施設でありますので、金額だけじゃなく、それ以外の面を重視したいという思いでやってきております。

この指定管理の選定におきましても、課長の報告の中でもちょっと触れましたけれども、そもそもこれは公の施設でありますので、条例で設置目的も定めて

おります。文珠荘の設置及び管理に関する条例では、設置の目的は、町民の福祉の向上並びに世代間の交流及び地域間の交流の増進を図るという目的がございます。ヒアリングにおきまして、そういったところも重視をしながらさせていただいたところがございます。こういった目的に沿った管理運営ができますように、運営事業者ともしっかりと協議をしながら取り組んでいきたいと思っております。

8 番 私、この指定管理の配点表、これもあらかじめ公表もされておるといふことあり、それから、指定管理の選定委員会というのもちろんと設けて、職員で慎重審議をしたんだという、その過程のこと、これもよく理解しておるんですが、この行財政の改革を進めていかなきゃいけないということ、今、最重点課題として取り組んでいるという現状におきまして、この指定管理料というものの評価を、このような点数配分、200点満点中の最大でも4点しか差がつかないということは2%です。こういったところにそもそもの配分というところについての問題点は指摘をさせていただいたんですが、先ほどご答弁の趣旨は、総合評価であるということ、それから、それに基づいて適正に選定をしたんだという趣旨のご答弁だったかと思えます。

私、この点につきまして、強くこれは申し入れたいんです。こういったところを逆転をしてまで選んだということは、選んだ側の責任は本当に重いんだというところを本当にこれは強く認識をしてもらいたい。こういうふうなことで今、質疑をさせていただいています。この点、先ほどの責任の重さというところについて、改めてご答弁をお願いいたします。

町 長 田中議員のご指摘はしっかりと受け止めさせていただいて、今後の文珠荘の運営にあたっていきたくと、このように思っております。

8 番 ありがとうございます。質疑を終わります。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

1 2 番 私も重複するところがあるんですけど、これはヒアリング等々の中では、もうお風呂ありきの話をされているということでよろしいのでしょうか。

副 町 長 日帰り入浴につきましては、今後、町が設備を導入していく中で協議をしながら、条件を整えばしっかりと再開をしていくということで確約をいただいている、口頭であります、確約をいただいているということでございます。

1 2 番 今までいろんな協定結んできた中でも、福崎町ってちょっと甘いところがあって、やっぱり最後の最後までこの協定書、これにはやっぱり僕は明記するべきやと思うんです。

これから、今いろんなところで、今日も朝、青森で地震が起こってました。冬になったら、うち水道管凍結しますよね、課長。そうなったときに、昼間入浴、これできなくなる。宿泊者はお風呂を準備していただけるように僕は認識今したんですけども、例えば災害のとき、町の有事のとき、このときは準備をしていただける、これを僕はこの協定書の中に盛り込むべきやと思うんです。それが町民の安心・安全に私はつながると思うんで、そこをひとつ考えていただきたいと思うんですが、町長、どうですか。

町 長 大事なご指摘かと思えます。そういったところもしっかりと考慮に入れて、進めていきたいと思えます。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

7 番 ただいまの質疑の関連から先にお聞きをしますけれど、既に仮協定は、提出の資料によりまして、双方判子をついたもので、議会の議決を経れば、承認を得れば本協定として成立をするとなっております。今の町長、副町長の答弁か

ら言えば、現在出されておりますこの協定、判子をつかれております分について、文書をもう一回つくり直すということですか。

副 町 長 スタートは、この今添付させていただいております協定でスタートをしていきたいと思っております。先ほど災害のときというお話があったんですけども、そういった緊急的な場合は双方協議という項目もございますので、その中では対応していきたいと思っております。

7 番 そういう内容を聞いておるのではないんですね。ただいまの質問の趣旨は、協定の本文の中に書き込むべきではないかという、そういう質疑だったわけですね。ですから、それに対する答えは、もう書き込まないのか、あるいは、その文章を変更して、もう一回協定をやり直して、協定文書をつくり直して出すということなのか、そここのところがはっきりしない。

町長は今の質問の趣旨をよく踏まえてとおっしゃいますけれど、もう文書が成り立ってしまえば、町長も交代するし、お互い相手の団体も、人も交代するんです。議員も替わります。そんな中で文書が非常に大事なものとなってくるわけですよ。判子をついた文書が。

ですから、この協定文の中に書き込むべきではないかという質問ですから、書き込まないなら書き込まない、あるいは書き込むなら書き込むで、その答えがしっかり必要なわけですよ。ですから、論点、答えをそらしておられると、そういうふうに思います。

副 町 長 協定書につきましては、先ほど申し上げましたように、これで本日議決をぜひお願いしたいと思っております。今後そういった変更等がございましたときには、それに盛り込んでいきたいというふうに思っております。

7 番 それでは、書き込むべきではないかという質問に対しては、書き込まないという、そういう明確な答弁というふうに受け止めさせていただいてよろしいですね。

副 町 長 それでお願いしたいと思っております。

7 番 それから、12月の委員会では出されたんですが、議案が出されてからの審議でないと事前審議になるというふうな側面もありまして、それから、内容を十分に見る時間もなかったのもうお尋ねはしなかったんですが、1点そこで気になりました。

委員会に先に出たところでは、2団体ともの名前が書いてありましたが、その点についての質疑もあって、現在、この名前がAという形になっております。これまでの部分、前回の部分については名前がありましたし、それから福崎町のプロポーザルに関するこれまでの経過を見ますと、候補者の名前が出されておるものと、それからA、Bという形で出されていないもの、両方ありますが、このプロポーザルの公開の仕方について、福崎町の基準というのはどうなっておるのでしょうか。

副 町 長 そこまで明記した基準はございません。ただ、委員会でもいただきましたご意見も十分踏まえまして、今後そういった形で進めていきたいと思っております。

7 番 そういった形というものは、その都度オープンにしたり隠したりするという、そういう意味ですか。

副 町 長 いえ、そうではなくて、次点の候補者等につきましては、実名は出さずにいきたいということでございます。

7 番 それはどこか規則にでも書かれるというふうに理解してよろしいですか。

副 町 長 その辺、ちょっとほかの団体の規則等も拝見しまして、検討はしていきたいと思っております。

7 番 それから、このメディカ・ジャパンに委託してから4年余りになるわけですが、この間に本社位置が移転をしております。文珠荘と同じ番地に本社の移転がされておるわけですが、これは法的な問題どうこうというふうなことなどもよく、そこまで調べておりませんが、よく分かりませんが、最低限、福崎町がそのときに了解を与えられておるといふことでしょうか。

地域振興課長 令和5年の4月に移転をしております。というのは、令和3年度からメディカ・ジャパンさんが文珠荘を主として、ほぼほぼ運營業務にあたっておりますので、ほかの業種的なものはなく、ほぼほぼ文珠荘事業一本でやられてましたので、効率化の観点から、今の文珠荘の中に事務所を移転したという経緯でございます。

7 番 そこをお聞きをしようと思っていたのですが、今日出されております資料の29ページに損益計算書が出されております。メディカ・ジャパン株式会社の損益計算書が出されておりますね。令和5年3月31日現在ですか、その1年間のですね。売上高1億2,700万余りとなっておりますと思うんですが、これは文珠荘だけの経営ということになるのであれば、これとの差があると思うんですが、ほかにそれなりの仕事をされておるのではないかというふうに思うんですが、それらについてはどうなんでしょう。調査しておられますでしょうか。

地域振興課長 令和6年度、文珠荘事業での売上高というのは8,800万円ございました。これは民生の所管の委員会に報告しております。今言われた分の差につきましては、その他の医療とか福祉の関係に従するものの中で、例えば医療に係る服を売ったり、そういうものもメディカ・ジャパンの、文珠荘の運営をされる前はそういう事業団体でしたので、それは継続して、そういう分野についての事業を展開されているというような状況です。

7 番 一応その差額の理由が、説明をお聞きをいたしました。それから、文珠荘の設置及び管理に関する条例の第4条では、文珠荘の仕事の内容が書かれておまして、そこには当然、日帰り入浴、浴場の経営も出されておるわけでありまして、第6条では、指定管理を受けた者は、この第4条に書いてあるその業務を行うというふうになっておるといふふうに思います。

この条例の趣旨から言いますと、入浴業務を外すということについてはどうなのかなというふうに、まず根本的に思うわけですが、これから3年間の経営計画書が出されておりますが、あくまでこの経営の計画書は、日帰り入浴をしないということについての計画であります。したがって、これは条例の4条、6条に照らしておかしいのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

地域振興課長 先ほど議員さん言われました中で、日帰り入浴を中止する場合は、もちろんこの指定管理条例は変更します。ただ、休止でございます。来年度の中でそういう設備替えをさせていただきます。一日も早く、環境が整った段階でお風呂の日帰り入浴については再開をしたいということを考えておまして、今の条例まで、休止ですので、変更しようとは考えておりません。

7 番 お風呂につきましては、令和6年度にも2,000万円前後の大きな改修もいたしております。これまでの経過の中で、ボイラーは大丈夫かとか、いろいろ私も現地であり、公式、非公式の場でお聞きをしておるわけですが、やっていけるだろうという話でありました。

現在も、この3月までは当然やられていかれるということだと思っておりますが、この夏以来の委員会での話、報告をお聞きしておりますと、燃料方式がボイラー方式かどうかという、そういう方向での内容ではないと思うんですね。風呂そのものの、日帰り入浴そのものが大変もう面倒だからやりたくないというふ

うな形の出発ではないかというふうな感じがいたしますが、そういう点についてはどうなんでしょうか。

地域振興課長 日帰り入浴を実施する中で一番問題となるのは、苦情の問題もあると思うんです。その中で、物価の高騰、特にお風呂をたく重油代がここ1年の間に非常に急激に上昇しております。それにかかる経費が非常に、今の収支の中の利益の部分を非常に圧迫している状況でございます。そういうことを第1回目の募集のときにいろんな事業者さんとお話をさせていただいた中で、今の苦情の問題と、それから重油にかかる経費の問題、これが非常に2本柱で、非常にここが問題やと聞いておりました。

2回目の募集をするときに見直しをかけまして、じゃあその辺を改善しようという中で、一番初めにちょっと時間をいただいて、ボイラー方式の重油に係る部分を、何か違う、例えば重油がかからないような、今考えているのは電気方式がいいのかなと思っておりますが、そういう形に変えますと、今の経費の問題についてはクリアできるというような考えの中で、一日も早く再開したいという形の中で、町の施策として考えたものでございます。

7 番 当初の8月の応募の条件では、指定管理料を1,500万円に増やしてということでありました。1,500万でもやっていけないという、そういう状況なんでしょうかね。それほどの状況なのか。

それから、この協定書の条文でいけば、さらなる燃料等の高騰等があれば、指定管理料の変更の条件にも該当すると思うんですね。協議の条件にね。そういう意味から言えば、本当にこの燃料の高騰だけが理由だったのかという、その点について非常に疑問に思ってきたところであります。

日帰り入浴を中止するなら、1,500万円の分を、協定を今回1,400万円ということでしたわけですが、再三の委員会の議論の中で、浴場に係る、日帰り入浴に係る赤字はどれぐらいになるのかという、経費はどれぐらいになるのかというふうなことを言って、ようやく出してもらった資料が、190万ぐらい、200万弱の赤字だろうというふうに言われました。それなら、1,500万円から1,300万円に指定管理料を減らすというふうなことが数字として合うのではないのでしょうか。その点どうなんでしょう。

地域振興課長 現在の指定管理料、令和7年度の指定管理料は1,400万でございます。その中で、飲食、それから宿泊と日帰り入浴、3部門やっております。今の状況をちょっと聞き取っておるんですが、11月末時点では、利益が300万ぐらいの赤字ということでございます。まだ12月、11月、忘年会、新年会の分で大分回復するとは思いますが、そういう状況の中で日帰り入浴もされていると。

原因はといったら、先ほど僕が言ったように、重油価格の高騰、人件費の高騰もあるんですけど、そういうのが非常にマイナスのほうに向いているというような状況で聞いております。それらを加味しまして、現在の1,400万円に100万円を加えて、第1回目の募集、1,500万円で募集をかけました。ただ、今言われたように、日帰り入浴部門だけをのければ200万円ぐらいの削減ができるという形の中で、1,300万円、言われたように、物価の高騰とか、利益の還元も込み込みで1,400万円で今回2回目の募集をかけたということでございます。結果、2団体から応募があったという経緯でございます。

7 番 現在、福崎町は非常に財政危機だということで、行政改革ということで議論がされ、一部既に住民サービスのカットやら、あるいは住民負担の増加などとい

うことも進められておるところであります。そういう状況の中で、今説明されたような内容というのは若干甘いのではないかというふうに思います。

それから、この選定結果についてというこの文章の中で、6番の評価内容、指定管理者の候補者は福崎町文珠荘の設置目的や運営に関する基本方針を十分に理解しており、令和3年11月から指定管理者として魅力ある施設にするための利用促進や自主事業を展開し云々として、非常にべた褒めの形が書いてあります。

先ほど述べましたように、文珠荘の条例の第4条では、公衆浴場ということも大きな柱として書かれておるわけです。この公衆浴場が入っておるなら次からは応募しないということであれば、これは熱意あるということが言えるんでしょうか。私はそのように思います。本当に福崎町の文珠荘の趣旨を理解しておるといふことなら、お風呂を続けるということをお前提にして進めるべきではないかと思うのですが、その点非常に疑問に思いますが、なぜこのようなべた褒めの評価になっておるのかということなんです。

町 長 私は、この今回の提案ですね、お風呂を続けていくんだという意味が表れていると、このように思っております。当初は、今現在行われている状況と同じ状況で指定管理を続けてほしいという募集をかけたんですけども、結果として、今やっておられる事業者さんもそれではできないというような話でございました。

町といたしましては、ほかにもいろんな会社にもお声をかけさせていただきましてけれども、風呂ありではできないんだという業者さんばかりなんですね。それでも、一旦は今の状況、今、小林議員がおっしゃっておられるようなことを踏まえまして、募集をかけさせていただいたんですけども、やはり結果としてなかったということで、もうこれは日帰り入浴は無理だなという中で、いろいろ考えさせていただいておりました。委員会からもいろんな意見をいただきまして、やはり日帰り入浴はぜひ続けてほしいというような委員会からの意見もいただきました。

そういったことを踏まえまして、何とか日帰り入浴が続けられないかというようなことをいろいろこの間検討させていただきまして、このネックの一つが、いろいろあるんですよ。やっぱり風呂したらいろんな問題が起こると、苦情があるというようなこともあるんですが、日帰り入浴を再開していくんだという方向で第2回目の募集をさせていただいたということでごさいます、風呂をやめていく方向なんだというようなことは、小林議員がおっしゃっておられることは、私はあたっていないというふうに思っております。

議 長 質問の途中ですが、しばらく休憩いたします。
会議の再開を11時10分といたします。

◇

休憩 午前10時53分

再開 午前11時10分

◇

議 長 会議を再開いたします。

7 番 この数か月、このことが町内でもいろんな声をお聞きをいたしております。お風呂はぜひ続けてほしいという、その声が非常に大きいというふうに思います。

それから、民間に比べて非常に甘いのではないか。民間はもっと経営厳しいですよ。厳しい中で頑張ってお努力している。それなのに、この指定管理に係るこの経営は非常に楽過ぎてというふうに一般の民間の業者には映るようです。

したがって、民間業者が同じ料理・飲食業として競争するなら、スタートラインが全く違う。固定資産税もかけなければならないし、施設の投資もしなければならない、あるいは、借りれば借地料、借家料ともたくさん要するという。福崎町という看板をバックに指定管理料をもらってこうしてやれば、お客を集められる。そういうことになって当たり前だと。その分だけ同業者は民間では厳しくなっていくし、そして、民間の経営をやっておるその他の業種、業種が違っても民間経営の人たちからは、非常に町は甘過ぎるという、そういう厳しい批判の声をいただいております。私はね。

そんなふうに総合して考えますと、やっぱり町の設置条例の第4条にある事業項目、公衆浴場を含む事業項目、これを第6条に従って指定管理者にちゃんとやってもらおうという、そういう町の姿勢が大切ではないでしょうか。現在でも浴場は公衆浴場としてやられておるわけでしょう。それを、給湯方式を替えるというふうなことを言われておりますが、それは給湯方式替えるなら検討はされたらよろしいですけど、それを替える方式が確定するまではずっと今の方式でお風呂続けたらいいんじゃないでしょうか。なぜそのことができないのか、そのことが不思議でならんのです。

町としても令和6年度、2,000万からのお金を投じてお風呂の改修をやっているんです。それだけの町民の税金も投資しながらやってきておるわけですから、日帰り入浴をなしにしての契約というのは私は理解できないところであります。そういう点で、最後の町長の答弁を求めます。

町長 今回、指定管理の期間が来まして、改めて今の状況での指定管理者の募集をさせていただきました。なかなか難しいということがありましたので、ほかの業者にも心当たりのあるところは何者か声をかけさせていただいたんですけども、今の風呂ありの状態では誰も応募がなかったと。これが現実なんですね。どうしたらやっていただけるかといいますと、今回募集した状況になったわけでございます。

ただ、委員会からいろんな中の質疑で、もうぜひ風呂は続けてほしいというようなご意見をいただきまして、町でもいろいろ検討した結果、ボイラー方式を変更するということが何とかならないのかというようなことも含めまして検討して、それで、一旦は休止をさせていただきますが、そういった条件、設備の条件が整ったら、次に風呂は再開するんだということをやっていただきたいという中で、今回、応募ですね、2者の方がしていただいたという状況でございます。

今先ほど小林議員、民間の業者はもっと厳しいですよと、町は甘いん違いますかというようなお話もありまして、そういうこともあるかなとは思いますが、もしそうであるならば、当初の応募のときから皆さん手挙げてると思うんですよ。何で、楽なんやったら、楽だとおっしゃる業者さんがいらっしゃるんでしたら、ぜひ当初のときから手を挙げてほしかったと思うんですね。3年先にはまた再募集ということになるんだらうというふうには思っているんですけども、ぜひ我こそはと思われる方があるんであれば、次回の指定管理のときに手を挙げていただきたいなということも思うところでございます。

議 長 質疑はありませんか。

1 1 番 今のちょっと答弁いろいろ聞く中で、ちょっとね、もうちょっと明確な答弁をいただきたいなと思います。先ほど副町長言われた部分、この協定書に関して、これは一番最後に書いてありますよね。本協定、この仮協定はこの議決をもって本協定となる。ただ、答弁に、自分聞いた感じは、この仮協定は、この議決後に再度新しい文書をつくって、何か協定書ができるのかと捉えるような答弁があっ

た。これ違いますよね。まず、この仮協定というのは、この議決をもってこれが本協定になると。まずそこは確認します。

副 町 長 このたびお願いしておりますこの議案につきましては、今お示しをしております協定書、これが本協定になるということでございます。ただ、議案に書いてありますあくまで議決事項というのは、ここの3点が議決事項になろうと思うんです。その後、もし協定の変更がございましたら、委員会に報告をしながら、事務的な変更の協定という形で進めさせていただきたいと思います。

1 1 番 まず、協定書の一番最後に、34条に書いてあるこのもろもろのことを含めて、議決があった後にこの仮協定が本協定になる。その中で、その後付け加えられた部分で、あれ、そしたらこれ、協定書変えられるのかなど、自分らの議決の中の提案部分でこの仮協定を変更することができるのかなというように捉え方になってしまったんです。多分、副町長としては、このボイラー方式云々という部分で変更があったときに再度協定をまた結び直すというような意見だったのかなと思うんですが、そこはどうですかね。

副 町 長 質問議員さんおっしゃるとおり、今後、変更事項が出てきたり、当然、小林議員さん言われておりますように、条例に基づいて管理をしていくわけですから、日帰り入浴がその中に含まれているという解釈であれば、特段書く必要もございませんけれども、それ以外のところで協定の中で明記しておくべきことがございましたら、改めて委員会にも報告しながら、変更協定という形で進めていかせていただきたいと思います。

1 1 番 あと、皆さんが聞かれてる中で、入浴がなくなったらこの公募があったというふうに捉えてるんですけども、そうじゃないよと。今のボイラー方式では採算が合わない。だから、それを変更してくれたらこの公募に受けるよという形で今回は公募を受けられたんですよ。採算が合うような、もう少し収支が合うような形のボイラー方式に変更することで、であれば、この公募に申し込まれたという考えでよろしいですか。それとも、休止イコールなしで申し込まれたんですか。これ前者と後者全然違いますよね。変更、ボイラー方式を採算が合う形にしてもらえればスタートできますよ、私はそういうふうに捉えたんです。それとも、休止が大前提で公募を受けているのか。

この文章だけであれば、休止イコール、もうしなくていいよ、お風呂をしなければ手を挙げますよと、そういうふう感じたんですけど、先ほどの説明であれば、いやいや、この今の状態のボイラー方式、重油方式であれば、なかなか採算が合わないの、それを、そのシステム、機械方式を替えることで採算が合うのであればやっていけますよというふうに聞かれたのか、その辺はどうですかね。

副 町 長 説明の中では一旦休止という形でさせていただいておりますけれども、その前段では、あくまでシステムを変更した中で日帰り入浴をしていくというのは前提でございます。田中議員から質問がありまして、明記はしていませんけれども、当然、募集要項の中でうたっておりますし、ヒアリングの中でも確認をさせていただいております。

そういった意見がある中では、一つ行革という話もあるんですけども、ボイラーのままどんどんどんどん費用がかさんで、さらにプラスで指定管理料を出すのであれば、思い切ってシステムを替えて、そこで経費を節減していくということも非常に大事な観点かと思っております。

1 1 番 副町長が先ほどからよく言う一定条件、この一定条件って何だったのかなと。それは、ボイラー方式の、採算の合う電気式にするのか、どういう発熱式にするのか、それが一定条件というふうに考えて、ある意味、経費が抑えられるボイラー

システムということですかね。

副 町 長 今、そういったところのシステムをいろいろ研究させていただいているところ
でございます。電気式というものが今出てきているという情報もござい
ますので、そういった方面で検討していきたいということでございます。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

1 2 番 先ほど町長の答弁の中で、紹介してくださいよと。風呂をやってくれる会社
を紹介してくださいよみたいな発言があったんですけども、たしかコロナで文珠
荘が運営もできない、そして食事も出せない、風呂へも入れない、あのときに福
崎町、どうやって守ったんですか。指定管理者をどのように守ったんです
か。僕はあのときのことは一生忘れませんよ。後で、終わって、100万円渡
して終わり。町内の業者が一生懸命頑張ったんですよ。そやのに、町長、それは
ね、あのコロナでみんな苦しんだ。でも、その業者もめちゃくちゃ苦しまし
ましたよ。そんな福崎町に、僕らにどこを紹介せえ言うんですか。それは、町長が行
ったったことが今回のことにつながると私は思います。

町 長 ちょっと私よく分からなかったんですけども、やっていただける業者を紹介
してくれなんて私一言も言うてないと思うんです。今の文珠荘が楽な経営して
るん違うか、甘いん違うかというようなことを、そういう趣旨でおっしゃったよ
うに私は捉えましたので、そんなことはないですよ。もしそうであるんやったら、
ほかの業者も大勢手挙げる業者があるん違いますかという思いがあって、そう
いう今の話をさせていただいたわけございまして、ちょっと私の思いがうまく伝
わってなかったのかなと、このように思います。

1 2 番 だからね、コロナで苦しんだときのことをみんな思っただけですよ。大きな会
社もね、どこも。やはり福崎町でこれだけの、文珠荘いうたらかなり有名ですし、
姫路市北部の方々も今非常によく利用されてるんです。

この指定管理も含めてですけども、今の鉄骨のあれがありますよね。あれもこ
のままで置いといて本当にええのか。そのことも僕は、これ指定管理の中で一番
最初に考えないといけないことじゃないかなと思うんです。昼間ね、ランチ、文
珠荘のほうへ行っても、もう車止めるとこないんですよ。ほんで、神積寺さんの
ほう止めさせてもうたり、そのトイレの前へ止めさせてもうたり、みんな歩いて
上がりよってんです。

今回、今、ボイラー方式じゃなくというような感じの中でも、県でもいろんな補
助金ありますやんか。バイオの、木工チップのやつも補助金ありますよね。4分
の3いうやつ。ご存じじゃないですか。ありますよね。ああいうのでも、もう場
所がないんですよ。だから、もう選択の余地がなくなってくるんですよ。チップ
を置く場所がない。バイオエネルギーで環境のほうがやっとなやつがね。だから、
あの小さい中で商売しようと思ったら、ちょっとやっぱり非常に難しいんです。

だから、これからの指定管理、もちろんこの話もそうですけども、将来的なこ
とも僕は考えていくべき、この協定書が、もうこれが本案で決まるんであれば、
どのように今度こういうふうに変えていくかということもやっぱり載せていかなあ
かんと思うんです。今のまま、このままいくんやったら、それは誰も手挙げる者
なんかおりませんよ。だから、それが何で不人気やったんかということも、町幹
部の中で僕は検討すべきことやったんやないかなと思います。答弁はいいです。

議 長 答弁はよろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

6 番 先ほどからお風呂の件でいろいろ話があるんですが、私の隣の家の人もよくお
風呂を利用して、将来、お風呂は宿泊のみで、本人が行っている日帰り入浴が

できないということを非常に残念がってました。

いろいろ数字が出てたので、改めてちょっと整理する意味で、お風呂の過去の実績を確認させてもらいたいです。採算性を万単位でお願いします。令和5年、令和6年、令和7年については見込みか予測になると思うんですが、売上げとコストと差引きの収益をお願いしたいと思います。

地域振興課長 令和5年度から申し上げます。令和5年度の入浴料です。498万円です。それにお風呂全体にかかるコスト、経費ですが、652万円です。差引きマイナス153万円でございます。そのときの利用者数は約2万人でした。

令和6年度です。令和6年度、入浴利用者の利用料は627万円、それにかかるコストは約1,000万、差引き378万円。令和6年度の利用者は1万9,000人。

令和7年度は11月末時点で利用料は650万円、それにかかるコストは1,173万円、差引き520万円。利用者は約1万人。これは実際運営にかかっている実績分でございます。

6 番 先ほどいろいろ質疑応答の中でありました、もし設備を更新したら云々というところがあるんですが、この3年間でその設備更新の計画があるんでしょうか。もしあるとしたら、どれぐらいの投資が要って、採算性を見込まれてるんでしょうか。もし3年間に全然ないとしたら、ここの3年間の今の事業計画からは議論する範疇じゃないように思いますし、もしあるならば、当然、実行計画、実施計画の中にも入れ込み、予算の中に盛り込む必要があると思うんですが、その辺りはいかがでしょうか。

地域振興課長 令和8年度の予算の中で措置しようと考えてます。まだ予算査定までまだ1か月弱ぐらいあるんです。その中でちょっと詰めていきたいなと思ってまして、それは、どういう方式にするか、大体それがどのぐらいの予算が必要なのか、この中で、1か月の間で十分精査させていただいて、来年度予算の中には計上していきたいなとは思っております。

あわせて、全体のキュービクルの関係が、当初、平成8年からたって、全然手を加えてませんので、非常に老朽化しておる状況なので、それも大体1,000万ぐらいかかると思うんですが、それは来年度の予算の中で計上する。これは日帰りの入浴とか全然別で、運営していくにあたっての電気の関係なので、これは必ずどこかの段階でしていかんと駄目なんですけど、全然やってなかったんで、来年度の間にそれらの実施に合わせてやっていこうかなという、今の考えですけど、そういう考えを持っています。

6 番 ちょっと引き続いてですが、今、資料を見てますと、経常利益という言葉があるんですが、収支計画書の今年度の中で、これは決算書かな。すみません。29ページのメディカの決算書で、売上高が1億2,700万、経常利益が130万というところは、これはいわゆる連結であって、文珠荘単独ではないんでしょうか。

地域振興課長 文珠荘単独の事業の損益じゃございませんので、ほかのところと連結しての、合算の、要は決算書類になりまして、先ほどちょっと僕が言ったような医療関係とか福祉関係の関係を一緒にやられてますので、それに係る販売とかレンタルとか、そういうのも込みで、メディカ・ジャパン全体の損益の計算書になります。

6 番 この場合、文珠荘だけの収支を知りたいところですが、もしそれがなければ、その連結の整理の意味で、過去の3年間、今年は見込みになりますが、売上げ、費用、経常利益を分かりましたらお願いします。

地域振興課長 文珠荘事業、分かりますので、そちらをちょっと説明させていただいたらよろ

しいでしょうか。令和6年度につきましては、指定管理料1,400万ありまして、売上げが8,800万円、経常利益はプラスの120万でございました。令和7年度ですが、令和7年度も1,700万の指定管理料で、10月末時点での経常利益はマイナス300万となっております。

令和5年度ですが、令和6年度、令和7年度は物価の高騰、人件費の高騰で、非常に急激に支出の部分が増えてきたので、そういう関係で利益が非常に薄かったんですが、令和5年度についてはそういう影響がまだ出てないような年度でしたので、なおかつ、令和3年度から3か年の中の最終年度だったので、ちょっと指定管理料が違うんですが、指定管理につきましては1,100万円で、売上げが7,800万円、約です。経常利益は約500万円上がっている状況でございます。

6 番 だんだん諸物価の上昇等で、人件費もあるんでしょうが、経常利益が減ってきていると。今後の事業計画を見ますと、収支がゼロになってますが、この収支とプラス・マイナスは、文珠荘では一応経常利益とイコールだと考えてよろしいんでしょうか。

地域振興課長 この5ページの収支計画書につきましては、収入支出差引きゼロ円という形の中で提案いただいております。ただ、これから3年間運営していく中で、効率化に努めます。なるべく人件費の削減に努めます。そういう努力の中で売上げを確保していく、売上げを上げていくというような状況の話聞いてます。それに係った収益の15%以上は町に還元するという形の中も確認をしている事項でございます。

6 番 再度確認なんですが、この収支がいわゆる計画とか文言の中にある経常利益とイコールで、向こう3年間、経常利益が文珠荘だけで見ればゼロ、だから、利益還元はゼロという表現だと理解してよろしいんでしょうか。

地域振興課長 この提案書の収支計画書の中では、収入、支出はゼロ円、支出に伴う経費の補填分を指定管理料で賄って、プラマイ・ゼロというのが基本的な考えです。ただ、先ほど僕が言ったように、運営していく中で経営者の努力によって利益を上げていく、利益を追求していく、それに係ったうちの15%は町のほうに還元するという提案をもらってるという形なんで、コスト削減、縮減をしながら運営を努めていかれるという状況聞いてます。

6 番 非常に言葉の表現で難しいんですが、今のところ、ゼロ、ゼロ、ゼロが3年間並んでいるということは、今の計画では町への還元はゼロで理解してよろしいんでしょうか。

地域振興課長 そうですね、何回も繰り返すんですが、収支計画書の中ではゼロです。努力によって、実績によって利益をすること、一番下のところに、町への収益の還元については、経常利益が発生した場合は最低15%以上を還元するという形の努力の文面を一文付け加えておるといような状況です。

議 長 よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

6 番 ほかの議員さんがいないようですので、最後に、行革の中で、指定管理料が年間150万円メディカさんのほうが高いというところも一つの総合評価の中の一ポイントではあるんですが、この150万をひっくり返して、なおかつプラスとされた大きなポイントといえどどのようなところか、お尋ねいたします。

副 町 長 これにつきましては、資料の2ページですね、評点結果のところをご覧くださいましたら、金額以外のところで差がついておりますのが事業計画の評価で、候補者となっている方が上回っております。それから、飲食提案等の評価で上回

っておるといところでございます。そういったところでの6人のいろいろ提案書を読んだところ、それからヒアリング等の内容から判断しまして、そういったところですね、そこが優れているということで、金額の差が逆転したといところでございます。

議 長 よろしいですか。

ほかによろしいですか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

議案第84号、福崎町文珠荘の指定管理者の指定については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略し、本会議においてただいまから即決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第84号については、本会議において即決することに決定いたしました。

それでは、討論・採決を行います。

議案第84号、福崎町文珠荘の指定管理者の指定について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第84号について、原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

(起立多数)

議 長 起立多数であります。

よって、議案第84号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第5 議員派遣

議 長 次の日程は、議員派遣であります。

お諮りいたします。

議員派遣の件については、地方自治法第100条第13項及び会議規則第129条の規定に基づき、配付しております議員派遣のとおり派遣することとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については、配付しております資料のとおり派遣することに決定いたしました。

日程第6 閉会中の継続調査申出

議 長 次の日程は、閉会中の継続調査申出であります。

各委員長からそれぞれ継続調査申出書が議長宛てに提出されております。それぞれ申出のとおり許可することに決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。
よって、閉会中の継続調査申出については、それぞれ申出のとおり許可することに決定いたしました。

以上で、第521回福崎町議会定例会の日程は全て終了いたしました。

本定例会を閉会することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。
よって、第521回福崎町議会定例会を閉会することに決定いたしました。
閉会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。
今定例会は、12月5日に招集され、本日までの18日間にわたり本会議及び委員会と連日のご精励を賜り、誠にありがとうございました。

本定例会に提出されました全ての案件について、慎重審議の上、それぞれ適正妥当なる結論づけをいただきました。また、議事の運営につきましても格段のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

この間、理事者の皆さんには資料の作成をはじめ、議会の審議における協力に対し敬意を表しますとともに、本会議及び委員会において議員各位から述べられました意見、要望事項につきましては特に考慮され、執行の上に十分反映されますよう、強く要望いたす次第であります。

閉会にあたりまして、尾崎町長からご挨拶をいただきます。

町 長 第521回福崎町議会定例会の閉会にあたりまして、一言挨拶とお礼を申し上げます。

本定例会では、追加議案を含めて22件の議案を提案させていただきました。いずれも重要な議案でありましたが、慎重審議の上で可決していただき、ありがとうございました。審議の中でいただきましたご意見は、執行にあたっての参考にさせていただきます。また、一般質問におきましても、11名の議員から様々な角度からご質問をいただきました。これらのご意見、提言につきましても、しっかりと受け止めさせていただいて、行政運営にあたってまいります。

今年も残り少なくなりましたが、昨日は福崎町の冬の風物詩になりつつあるクリスマスF u k uランタン祭りを辻川山公園で開催しました。多数の町民が来てくださり、冬の夜空に願いを込めたランタンを一斉に放ち、辻川山公園に広がる幻想的な風景を楽しんでいただきました。また、同時に、クラウドファンディングで新しく生まれ変わったガジロウが働き始めました。クラウドファンディングにご理解をいただきました、ご支援をいただきました多くの皆様に感謝とお礼を申し上げます。また、議員各位にもお越しいいただき、このF u k uランタン祭りを盛り上げてくださったことにお礼を申し上げます。

今、インフルエンザがはやっています。中播磨地区は警戒レベルとのことであり、議員各位におかれましても健康にはくれぐれも留意されまして、新しい年をお元気で迎えてくださいますように祈念いたしまして、お礼の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議 長 それでは、以上をもちまして閉会といたします。どうもお疲れさまでした。

閉会 午前11時45分

地方自治法第123条の規定により、ここに署名する。

令和8年2月

福崎町議会議長 竹本繁夫

福崎町議会議員 牛尾雅一

福崎町議会議員 北山智恵